

運営理事会協議結果（議長諮問事項）

【運営委員会について】

項 目	協 議 結 果
1 海外視察 （委員会の海外視察 等）	（全会一致） ・委員会の海外視察等については、委員会のさらなる活性化を図る 観点から別紙資料の変更案のとおり実施すること。

行政視察における確認事項の変更について

1 現行（団長会議確認）

常任委員会視察は、統一行程を原則とし、予算の範囲内で各委員会の判断により実施する。

（平成20.9.3運営決定）

委員又は会派単位で1泊2日以内、予算の範囲内で年1回実施（特別委員会）

2 変更案（運営委員会協議結果）

常任委員会視察は、統一行程を原則とし、予算の範囲内で各委員会の判断により実施する。

特別委員会視察は、委員、会派単位又は統一行程とし、予算の範囲内で各委員会の判断により実施する。

また、委員会はその所管事務又は付議事件において、市政の重要課題等に対し、海外都市に赴かなければ調査目的が達成できないときは、次の実施方法等にもとづき調査を行うことができる。

【実施方法等案】

項目	内容
(1) 経費	予算の範囲内とし、費用弁償は横浜市旅費条例を準用し支給
(2) 形態	活動をより明確化するため、委員会の決定に基づき、統一行程で実施
(3) 申出書	別紙申出書を議長に提出（行程等が決定次第、実施計画書を提出）
(4) 議長の処理	議長は承認後、必要に応じ視察先へ依頼及び外務省へ計画書等を提出
(5) 視察先との調整	効率・効果的な視察とするため、調整等は当局へ依頼
(6) 随行	言語環境等が不十分かつ不慣れな視察先等での随行に際し、通訳、添乗員等（当局で対応できる場合は不要）の必要な人員を同行
(7) 報告書等	視察終了後、調査目的、項目をもとに総括する委員会を開催し、報告書を補完 別紙報告書を終了後、速やかに議長に提出

委員会海外視察申出書(案)

平成 年 月 日

横浜市会議長

様

委員会名 _____

委員長名 _____

海外行政視察を次のとおり実施したいので、申し出ます。

1 視察期間	平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 () 日間
2 視察先(国・都市・機関名)	
3 視察目的	
4 視察項目	
5 派遣者氏名	
6 経費(概算額)	

※実施計画書(行程表等)は、別紙提出

